

令和7年8月26日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
42	姫路（7）桑ノ木宿舎他 受水槽清掃ほか1件	桑の木宿舎、白国宿舎、伊伝居宿舎、陸上自衛隊姫路駐屯地	7.12.19・8.3.31（細部品目等内訳書及び仕様書のとおり）	7.8.26	7.9.1 10時30分	7.9.1 10時30分	なし	

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） FAX：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書の内容に関する問い合わせ先：

姫路（7）桑ノ木宿舎他 受水槽清掃 姫路駐屯地業務隊 厚生班 福本（内線379）

姫路（7）駐屯地受水槽清掃 姫路駐屯地業務隊 管理科 長瀧（内線342）

仕 様 書

- 1 件名
姫路（7）桑ノ木宿舎他受水槽清掃
- 2 役務期間
契約締結日～令和8年3月31日（火） （実施時期：令和8年1月下旬～2月中旬）

- 3 場所
兵庫県姫路市峰南町1-15 （桑ノ木宿舎A棟）
兵庫県姫路市峰南町1-21 （桑ノ木宿舎C棟）
兵庫県姫路市広峰1-12 （伊伝居宿舎A・B棟）
兵庫県姫路市白国5-6-19 （白国宿舎C棟）

4 役務概要

工種		項目	数量	備考
機械設備	給排水衛生機器	受水槽清掃・消毒・水質検査一式	4基	

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「姫路（7）桑ノ木宿舎他受水槽清掃」に摘要する。
- (2) 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次にあげる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により確実に実施すること。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
- (3) 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (4) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- (5) 喫煙は請負業者車両内を除き禁止する。また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。
役務の都合上やむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し官側立会いのもとで立ち入ること。
- (6) 実施時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に役務を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (7) 宿舎からの電気・給水は貯水作業を除き使用しないものとする。
- (8) 請負業者は、役務実施に先立ち、監督官と協議しうえ役務工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
- (9) 役務に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については請負業者の責任において迅速に処理すること。
- (10) 役務に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (11) 請負業者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。
項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (12) 役務は請負業者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (13) 役務請負、着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本役務は、図面より現地の取合いを優先する。
- (14) 実施中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等危険防止のための措置を講ずるものとする。

件名	姫路（7）桑ノ木宿舎他受水槽清掃	
種別	仕様書①	図番
姫路駐屯地業務隊厚生科		1 / 4

- (15) 本役務の提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。
- ア 内訳明細書（契約後速やかに）
 - イ 工程表（契約後速やかに）
 - ウ 現場代理人等通知書（契約後速やかに）
 - エ 現場代理人経歴書（契約後速やかに）
 - オ 下請負者通知書（契約後速やかに）
 - カ 貯水槽清掃作業監督者講習修了証（写）（契約後速やかに）
 - キ 菌検査診断結果書（写）（契約後速やかに）
 - ク 打合せ簿（その都度）
 - ケ 着手届（着手時）
 - コ 材料等承認願（その都度）
 - サ 材料搬入報告書（その都度）
 - シ 完成通知書（完了後）
 - ス 写真（完了後速やかに）
 - セ 水質検査結果書（完了後速やかに）
 - ソ 作業結果報告書（完了後速やかに）
 - タ その他監督官が指示するもの
- (16) 本役務の完成検査は、役務完了後、検査官が仕様書に基づき検査を実施し合格をもって完了とする。その際、手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施し合格をもって完了とする。
- (17) その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

6 特記事項

- (1) 菌検査診断結果書（写）は、事前に監督官に提出し承認を得てから実施すること。
- (2) 本役務に使用する主要材料・規格等については、公共建築工事標準仕様書の各該当する項目によるほか下表のとおり及び同等品以上とする。また、下表に示さないその他の材料については監督官の承認を得たのち使用すること。
- (3) 受水槽の清掃及び消毒内容は下記のとおりとする。
 - ア タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
 - イ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともにタンク周辺の洗浄を行う。
 - ウ 洗浄後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等タンク内に流入しないようにする。
 - エ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
 - オ 消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - カ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消毒液を噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
 - キ タンク内に溜まった消毒液は、完全にタンク外に排出する。
 - ク 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- (4) その他清掃・消毒に係る特記については次のとおりとする。
 - ア 作業責任者は、建築物環境衛生管理技術者または、貯水槽清掃作業従事者研修等を修了した者で行うこと。
 - イ 請負業者は、清掃、消毒作業を実施するすべての者について、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157、O-26）の検査を含んだ医療機関において実施し、その結果を実施前に監督官に提出するものとする。
 - ウ 作業当日は、菌検索の結果、異常ではないものかつ健康状態の良好な者が行うこと。
 - エ 使用機器及び用具はタンク掃除専用のものとする。その際、使用前に次亜塩素酸ソーダ100mg/L溶液にて消毒する。

件名	姫路（7）桑ノ木宿舎他受水槽清掃	
種別	仕様書①	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	2 / 4

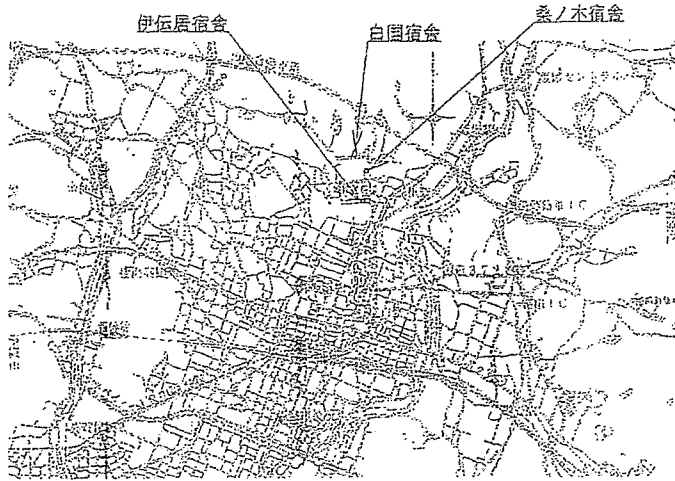
- オ 作業服・保安帽・ゴム長靴・手袋・マスク等は消毒済のものを使用する。
- カ タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- キ 消毒後の水洗い及びタンク内への浄水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- ク 作業前及び作業終了後、監督官立会の下末端水栓にて遊離残留塩素を測定し0.1mg/L以上あることを確認し報告書を提出すること。
- ケ 水質検査は末端水栓にて採水し、その場で水質検査（味・臭気・色度・濁度）を実施し、異常がないことを確認し官側へ報告すること。
- コ 水質検査結果については、姫路市管轄の関係行政機関等にも報告すること。

(5) 清掃を実施する受水槽については次のとおりとする。

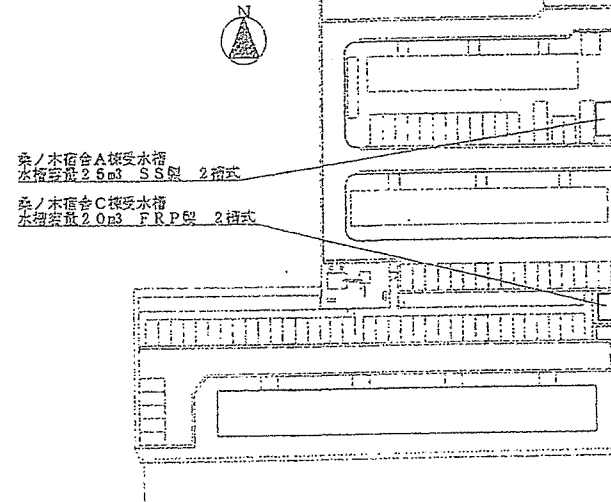
場 所	規 格 等	備 考
桑ノ木宿舎A棟	水槽容量2.5m ³ 2槽式 S S製 機械室付	
桑ノ木宿舎C棟	水槽容量2.0m ³ 2槽式 F R P製 機械室付	
白国宿舎C棟	水槽容量1.4m ³ 2槽式 F R P製 給水ユニット	
伊伝居宿舎A・B棟	水槽容量3.1m ³ 2槽式 F R P製 機械室付	

件名	姫路（7）桑ノ木宿舎他受水槽清掃	
種別	仕様書①	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	3 / 4

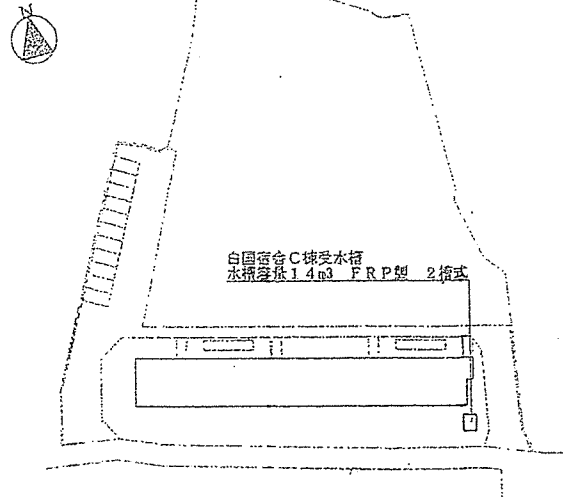
案内図 S=1/120,000



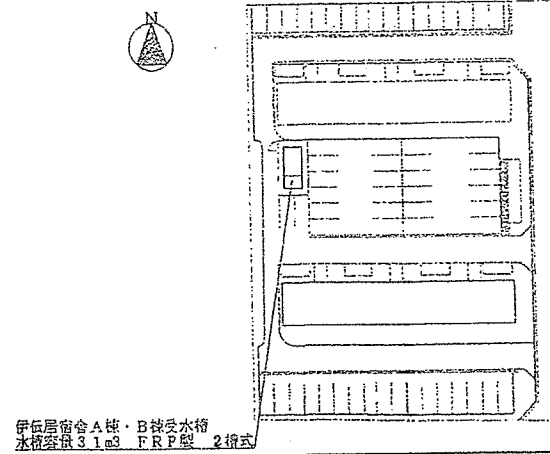
桑ノ木宿舎配置図 S=1/1,200



白国宿舎配置図 S=1/1,200



伊伝居宿舎配置図 S=1/1,000



件名	姫路(7)桑ノ木宿舎他消防設備点検	
種別	仕様書①	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	4/4

仕 様 書

1 役務件名

姫路（7）駐屯地受水槽清掃

2 役務場所

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地

3 役務期間

契約締結日～令和7年12月19日（金）

（実施日：令和7年11月8日（土））

（予備日：令和7年11月9日（日））

4 役務概要

- (1) 本役務は、陸上自衛隊姫路駐屯地内に設置されている受水槽の消毒及び清掃を断水することなく実施するものである。
- (2) 受水槽の概要は以下のとおりである。
受水槽：SUS製2槽式 容量180m³
- (3) 清掃及び消毒内容は以下のとおりである。

清掃内容	<p>①タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄する。 なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。</p> <p>②洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともにタンク周辺の清掃を行う。</p> <p>③洗浄終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。</p>
------	---

消毒内容	<p>①清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。 （1回目終了後30分以上経て2回目を行う。）</p> <p>②消毒薬は、有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。</p> <p>③消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、高圧洗浄機等を利用して消毒薬を噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。</p> <p>④タンク内に貯まった消毒液は、完全にタンク外に排水する。</p> <p>⑤消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。</p>
------	--

5 一般事項

(1) 総則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における本役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事標準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び関係法令並びに官側の指示による。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 役務工程

実施に先立ち、監督官と協議したのち工程表を作成し、監督官の承認後に実施する。

(4) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官の指示により行う。

この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしない。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負業者の責任において実施するものとする。

件名	姫路（7）駐屯地受水槽清掃	
種別	仕様書①	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	1/6

(5) 疑義

仕様書、設計図書等に明記なき事項又はその内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の役務を一時中断し、監督官の指示を受けた後、再開する。

(6) 材料

- ア 使用材料はすべて新品とする。
- イ 材料は監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
- ウ 材料は日本産業規格（JIS）等を標準とし、これらの規格のないものについては監督官の指示を受ける。
- エ 材料置場等は、監督官の指示した場所とする。

(7) 中間検査

- ア 役務完了後、外部から明視できなくなる箇所は、監督官に検査の有無を確認の上実施する。
- イ 仕上げ又は見え掛り部分の色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し承諾を得ること。

(8) 電気、水等の使用

役務に必要とする電気、水等は請負業者が準備するものとし、やむを得ず官側を使用する場合は、事前に監督官に申し出て承諾を得た後に使用し、官側の算定に基づき使用料を支払うこと。

(9) 作業時間

- ア 役務実施時間は、特記事項による。
特記事項に記載がない場合は、原則平日08:15～17:00とする。
なお、日時を変更する場合は事前に官側の承諾を受けること。
- イ 役務工程の遅延回復、役務実施上の都合により、官側において作業時間の伸縮又は夜間作業の必要を認めた場合は、受注者はその指示に従うこと。

(10) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(11) 物品等の返納

貸与された設計図書等は、すべて完成検査合格後、官側に返納すること。

(12) 役務現場の管理

- ア 役務場所への実施者、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。
- イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。
- ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。
万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復するものとする。

(13) 安全管理

- ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。
- イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努めること
- ウ 現場代理人は、常駐とする。

(14) 提出書類

本役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。

(15) 役務写真

- ア 請負業者は、官側の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務隠ぺいとなる箇所、主要な役務段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し、官側に提出する。
なお、材料は、搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

(16) 完成検査

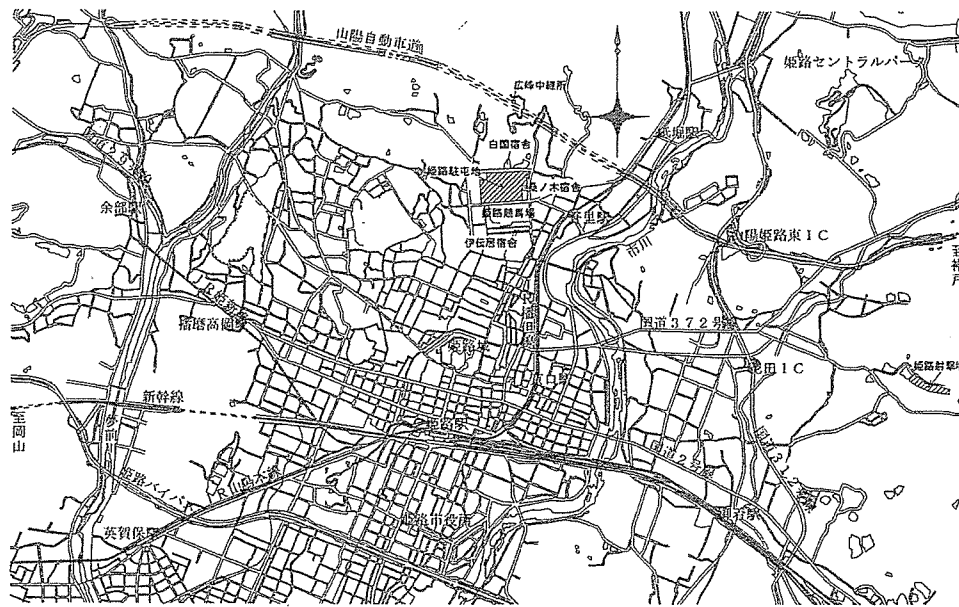
- ア 請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完成検査を受けるものとする。
なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。
その際、手直しに関する契約期間の延長はしないものとする。

件名	姫路（7）駐屯地受水槽清掃	
種別	仕様書②	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	2/6

6 特記事項

- (1) 清掃日については、令和7年11月8日（土）を予定とする。
※予備日令和7年11月9日（日）
詳細は監督官と協議の上決定するものとする。
清掃については、1槽ごととし断水することなく実施すること。
- (2) 作業責任者は、建築物環境衛生管理技術者または、貯水槽清掃作業監督者の講習修了者とし、作業員は貯水槽清掃作業従事者研修等を修了した者で行うこと。
- (3) 請負業者は、清掃、消毒作業を実施するすべての者について、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157、O-26）の検査を含んだ菌検査を医療機関において実施し、その結果を実施前に監督官に提出するものとする。
- (4) 作業当日は、菌検索の結果、異常ではないものかつ健康状態の良好な者が行うこと。
- (5) 使用機器及び用具はタンク掃除専用のものとする。
その際、使用前に次亜塩素酸ソーダ100mg/L溶液にて消毒する。
- (6) 作業服・保安帽・ゴム長靴・手袋・マスク等は消毒済のものを使用する。
- (7) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (8) 消毒後の水洗い及びタンク内への浄水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
なお、ステンレス製については、天井を含めた全面水洗いを行う。
- (9) 作業終了後、監督官立会の下末端水栓にて遊離残留塩素を測定して0.2mg/L以上あることを確認し報告書を提出すること。
- (10) 水質検査は末端水栓にて採水し、その場で水質検査（味・臭気・色度・濁度）を実施し、異常がないことを確認し官側へ報告すること。

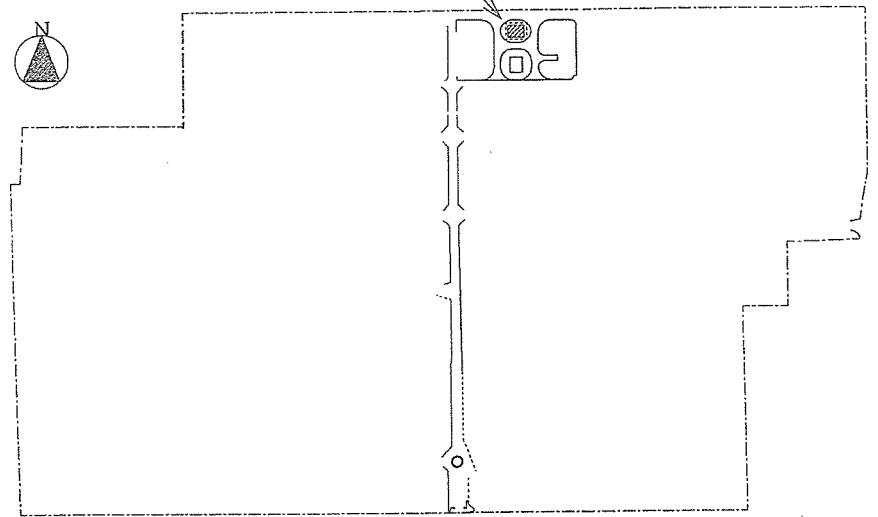
件名	姫路（7）駐屯地受水槽清掃	
種別	仕様書③	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	3/6



案内図 S=1:100,000

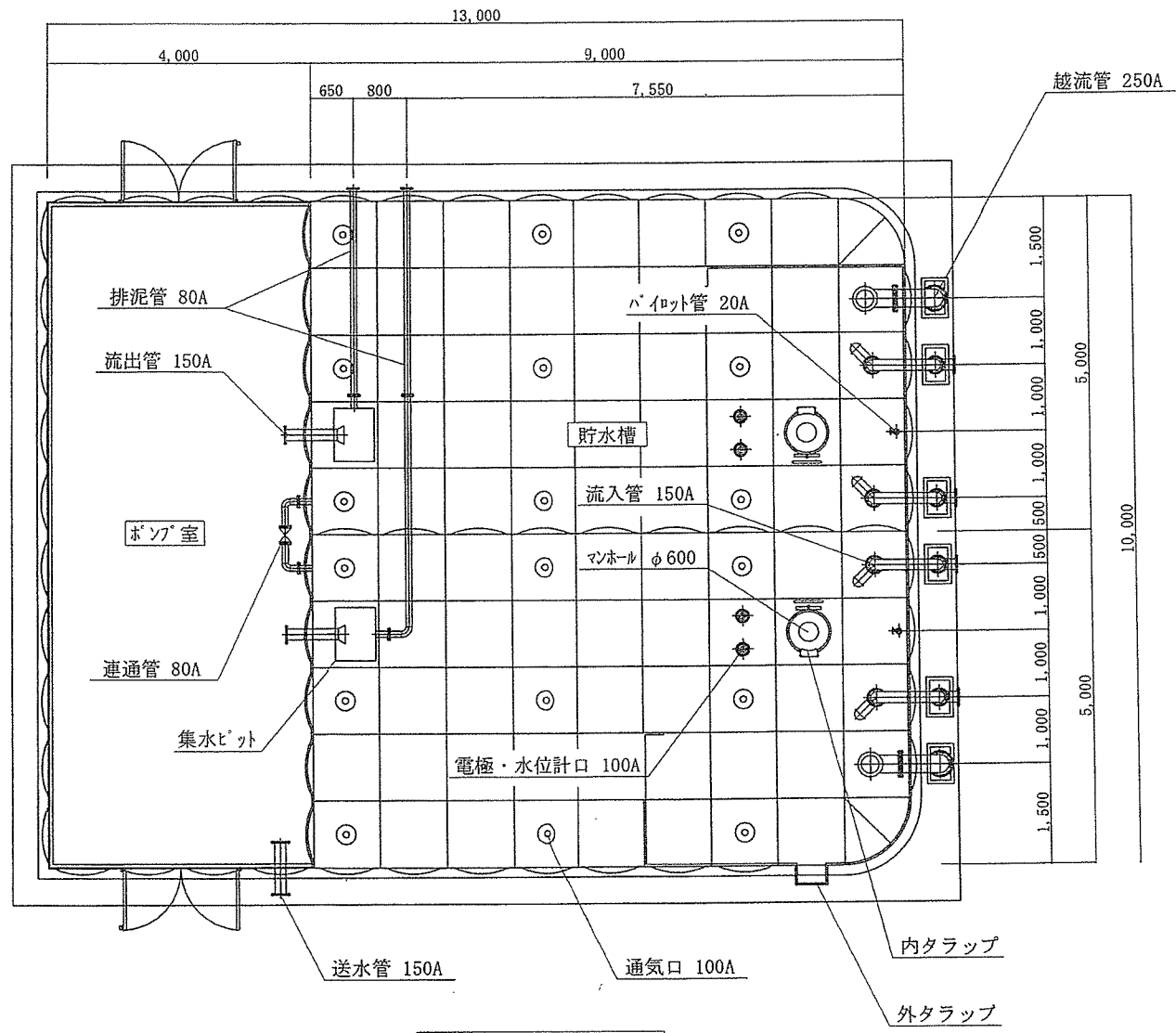


役務実施場所
駐屯地受水槽



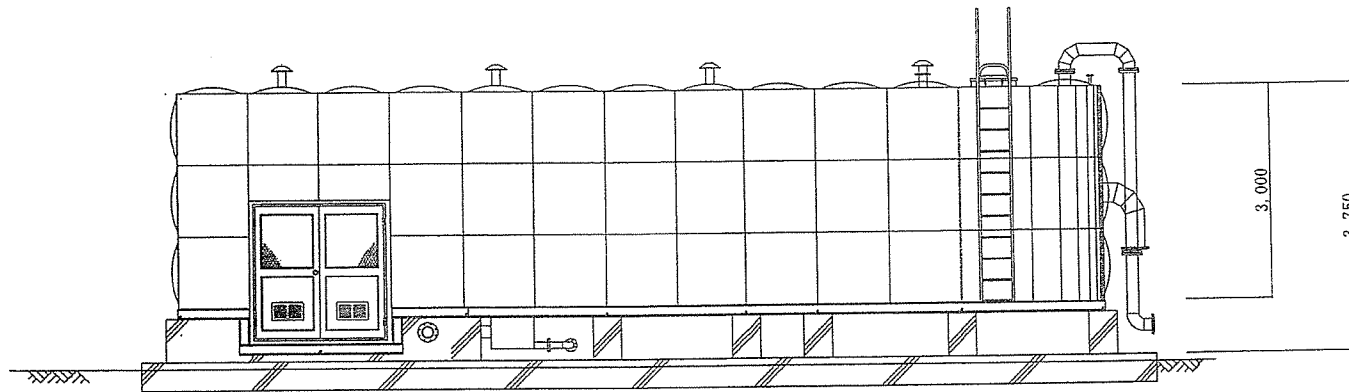
配置図 S=1:6,000

件名	姫路（7）駐屯地受水槽清掃	
種別	案内図・配置図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	4/6



平面図 S=1/100

件名	姫路(7)駐屯地受水槽清掃	
種別	受水槽平面図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	5/6



立面図 S=1/100

件名	姫路（7）駐屯地受水槽清掃	
種別	受水槽立面図	図番
	姫路駐屯地業務隊管理科	6/6

